

岸和田市・貝塚市
下水道施設の老朽化対策・耐震化計画策定業務
プロポーザル実施要領

令和8年4月

岸和田市 下水道河川部 下水道河川整備課

貝塚市 上下水道部 下水道推進課

本業務は、地域インフラ群再生戦略マネジメントに参画する岸和田市及び貝塚市（以下「2市」という。）が共同で発注し、下水道施設の老朽化対策及び耐震化計画の策定を行う業務（以下「本業務」という。）である。なお、本業務に係る契約は、受注者と2市がそれぞれ個別に締結するものとする。

1. 業務概要

(1) 件名

件名は以下のとおりとする。

岸和田市：岸和田市下水道ストックマネジメント計画変更及び耐震化計画策定業務委託

貝塚市：貝塚市下水道施設ストックマネジメント計画見直し・耐震化計画策定業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、委託対象地域について下水道施設を整理したうえで、管渠の耐震性能を定量的・定性的に評価するとともに、既存ストックマネジメント計画の見直しを行い実効性の高い計画を策定することで、持続可能な下水道施設の維持管理につなげることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「岸和田市・貝塚市下水道施設の老朽化対策・耐震化計画策定業務共通仕様書」及び「下水道ストックマネジメント計画変更及び耐震化計画策定業務委託（岸和田市仕様書）」（以下「岸和田市仕様書」という。）、「下水道施設ストックマネジメント計画見直し・耐震化計画策定業務委託（貝塚市仕様書）」（以下「貝塚市仕様書」という。）のとおりとす。

(4) 業務期間等

本業務に係る期間は、以下のとおりである。

岸和田市 契約日～令和 9年3月19日

貝塚市 契約日～令和10年3月24日

ただし、貝塚市のストックマネジメント計画に係る内容は、一部完成として契約日～令和 9年3月31日に完成させること。

(5) 提案上限価格

本業務に係る金額の上限は下記のとおりとする。

① 全体 125,408,800円以内（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）

② 岸和田市 91,135,000円以内（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）

③ 貝塚市 34,273,800円以内（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）

応募段階で①、②、③それぞれにおいて、見積金額が上記の金額を超える提案については、受け付けない。

(6) 契約

本業務に係る契約は、技術提案書等で提出された金額をもとに、再度見積もりを徴収し2市とそれぞれ個別に契約を締結する。

本業務の貝塚市に関する契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条、215 条に規定する債務負担行為による契約であるため、予算の減額又は削除があった場合は、本業務期間及び契約金額を変更することができる。

2. 実施形式

公募型プロポーザル方式

3. 参加資格

本業務の参加資格を有する者は、2 市に関する次の要件の全てを満たしているものとする。

- (1) 2 市に一般競争（指名競争）入札参加資格申請書を提出し、申込締切までに入札参加資格を得ている単体企業であること。
- (2) 2 市及び他の自治体または国において入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 154 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可がなされている者を除く。
- (5) 岸和田市暴力団排除条例（平成 25 年岸和田市条例第 35 号）第 11 条に基づく措置及び貝塚市暴力団排除条例（平成 24 年貝塚市条例第 23 号）第 10 条に基づく措置を受けていないこと。
- (6) 平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間で、国内において国又は地方公共団体若しくは、これに準じる機関（公社、公団、事業団体等）からの発注において次の同種及び類似のいずれかの業務を元請としての実績を有していること。

【同種業務】

ア 下水道施設（管渠・ポンプ場・処理場）ストックマネジメント計画策定業務

イ 下水道管渠施設耐震診断（簡易診断及び詳細診断を含む業務）業務

【類似業務】

上記ア・イに類似する下水道に関する業務

- (7) 本業務の履行期間中、管理技術者（1 名）を配置できる者であること。

配置される技術者は次に掲げる条件をすべて満たすこと。

ア 管理技術者または担当技術者として完了した実績を有すること。

イ 技術士（総合技術監理部門（上下水道-下水道）または上下水道部門（下水道））を有すること。

ウ 直接的な雇用関係にある者であること。

なお、管理技術者は管理担当技術者を兼務することができるものとする。

(8) 本業務の履行期間中、管理担当技術者を2市にそれぞれ配置できる者であること。

配置される技術者は次に掲げる条件をすべて満たすこと。

ア 管理技術者または担当技術者として完了した実績を有すること。

イ 技術士（建設部門または上下水道部門）またはシビルコンサルティングマネージャ（下水道部門）を有すること。

ウ 直接的な雇用関係にある者であること。

(9) 本業務の履行期間中、照査技術者（1名）を配置できる者であること。

配置される技術者は次に掲げる条件をすべて満たすこと。

ア 管理技術者または担当技術者として完了した実績を有すること。

イ 技術士（総合技術監理部門（上下水道-下水道）または上下水道部門（下水道））を有すること。

ウ 直接的な雇用関係にある者であること。

なお、照査技術者は管理技術者及び管理担当技術者を兼ねることができない。

(10) プロポーザル方式に応募した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病床、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、新たに配置する技術者が配置予定技術者と同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

4. 公募開始から契約締結までのスケジュール

内容	期間及び提出締切	備考
公告及び参加申込開始	令和8年4月17日	
参加手続きに関する質問受付	令和8年4月17日～ 令和8年4月21日 17時まで	電子メールのみ受付
参加手続きに関する質問に対する回答	令和8年4月24日	貝塚市HP上で公表
参加申込み締切	令和8年4月28日 17時	持参のみ（郵送不可）
一次審査結果通知	令和8年5月8日	電子メール及び文書により通知
技術提案書等に関する質問受付	令和8年5月8日～ 令和8年5月12日 17時まで	電子メールのみ受付
技術提案書等に関する質問に対する回答	令和8年5月15日	全員に電子メールにて回答送付
技術提案書等の提出締切	令和8年5月22日 17時	持参のみ（郵送不可）
プレゼンテーション	令和8年5月29日(予定)	

二次審査結果通知	令和8年6月8日	電子メール及び文書により通知
契約締結及び公表	令和8年6月上旬	貝塚市HP上で公表

5. プロポーザル参加手続き等

本要領、仕様書、様式は貝塚市ホームページ (<http://www.city.kaizuka.lg.jp/>) からダウンロードして使用し、次の要領により参加手続きをすること。

- (1) 提出期限 令和8年4月28日(火) 17時
- (2) 提出場所 貝塚市役所 本庁2階 上下水道部下水道推進課
- (3) 提出方法 持参によること。(郵送その他は受け付けない。)
- (4) 提出書類
 - ① プロポーザル参加申込書(様式1)
 - ② 業務実績調書(様式2)
※契約書や仕様書等実績が証明できる書面の写しを添付すること。
 - ③ 管理技術者・管理担当技術者・照査技術者調書(様式3)
- (5) 提出部数等 正本1部 副本8部
- (6) 提案者の選定

一次審査による提案者の選定は、参加資格要件の全てを満たした者(以下「資格者」という。)であって、かつ、資格者が3者以下の場合には、資格者全てを提案者とし、資格者が4者以上の場合には、実施事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において第一次審査基準に基づき提出書類を審査し、審査点の合計点の上位3者を提案者として選定する。ただし、審査点の合計点と同点で4者以上である場合は、事業者要件及び配置技術者における広域の業務実績の合計点が高い上位3者を提案者として選定する。審査結果は、令和8年5月8日(金)に申込者全員に対して、電子メール及び参加資格審査結果通知書により通知する。

6. 参加手続きに関する質問の受付及び回答

プロポーザル参加手続きに関する質問方法及び回答については下記のとおりとする。なお、参加手続きに関する事項以外については受け付けない。

- (1) 受付期間 令和8年4月17日(金) から令和8年4月21日(火) 17時まで
- (2) 質問方法 質問書(様式8)にて電子メールにより送付すること。質問書を送付した際には電話にてその旨連絡すること。なお、電子メール以外での質問は一切受け付けない。

送付先 E-mail (gesuisuisin@city.kaizuka.lg.jp)

添付ファイル名称:「岸和田市・貝塚市下水道施設の老朽化対策・耐震化計画策定業務に関する質問書(●●(社名))」

- (3) 回答方法 令和8年4月24日(金)に貝塚市ホームページ上にて、質問者の名称等については伏せた上で、すべての質問事項に対する回答を公開する。

貝塚市ホームページ (<http://www.city.kaizuka.lg.jp/>)

7. 辞退届の提出

参加申込をした者が、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届(様式9)を提出すること。

なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取り扱いを受けるものではない。

8. 技術提案書等の提出

一次審査を通過した者は、技術提案書等を次の要領により提出すること。

(1) 提出期限 令和8年5月22日(金)17時

(2) 提出場所 貝塚市上下水道部下水道推進課

(3) 提出方法 持参によること。(郵送その他は受け付けない。)

(4) 提出書類

① 技術提案書(表紙)及び下記の提案事項

ア 基本方針に関する事項(様式4)

イ 実施体制(様式5)

ウ 業務工程(様式6)

② 見積書(消費税等を含む。)(様式7)

ア 見積書にその根拠となる見積内訳書を添付すること。

イ 見積書の正本には、会社名、代表者名を記載の上、代表者印を押印すること。

(5) 作成上の留意点

① A4紙ファイルに上記(4)の提出書類を全て綴じて提出すること。

② 上記(4)①は、合計20枚以内とし、ページ下部中央にページ番号を付すこと。

③ A4紙ファイル、提案事項等には、提案者の会社名や提案者を特定できるロゴマーク、個人名等を表記しないようにすること。

④ 片面印刷とし、文字サイズ(各項目のタイトル等を除く。)は、原則、11ポイント又は12ポイントとすること。

⑤ 略語や専門用語には、注釈を付けるなど、分かり易くすること。

(6) 提出部数

正本1部 副本8部のほか、PDFに複製したものをCD-Rで提出すること。

(7) 特記事項

① 技術提案書の提出時に追加資料の提出を求めることがある。なお、追加資料の提出期限は貝塚市の指定した日までとする。

- ② 提出された書類は、提出期限までは原則改変できるものとする。ただし、改変しようとする場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出期限までに提出すること。この場合、改変後書類の提出時を受付順とする。
- ③ 提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は原則認めない。ただし、組織変更等、やむを得ない場合の業務実施体制の変更については可とする。
- ④ 別紙仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば、積極的に記載すること。ただし、これに係る経費は、業務委託見積書に含むものとする。

9. 技術提案書等提出に関する質問の受付及び回答

技術提案書及び仕様書等に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は一切受け付けない。

- (1) 受付期間 令和8年5月8日（金）から令和8年5月12日（火）17時まで
- (2) 質問方法 質問書（様式8）にて電子メールにより送付すること。質問書を送付した際には、電話にてその旨連絡すること。なお、電子メール以外での質問は一切受け付けない。

送付先 E-mail (gesuisuisin@city.kaizuka.lg.jp)

- (3) 回答方法 令和8年5月15日（金）に、質問者の名称等については伏せた上で、すべての質問事項に対する回答を提案者全員に電子メールで回答する。

10. プレゼンテーションの実施

- (1) 日 時 令和8年5月29日（金）（予定） 詳細の日時は、後日通知する。
- (2) 場 所 貝塚市（予定）
- (3) 出席者 出席者は、3名以内とし、本業務における管理技術者は、必ず出席すること。
- (4) 所要時間

準備	5分以内
提案等の説明	30分以内（時間厳守）
質疑応答	20分程度
片づけ	5分以内
- (5) 提案順 申込受付の順番
- (6) 使用機器 パソコン、プロジェクター、電源コード、その他OA機器については、提案者で準備・設置すること。ただし、スクリーン及びホワイトボードは、貝塚市が用意するものとする。
- (7) その他 説明は、技術提案書に記載した内容のとおりとする。説明資料の追加は認めない。
説明については、概ね第二次審査基準の評価項目順に行うこと。選定委員に提案者の会社名を伏せた上で、プレゼンテーションを行うため、挨拶や提案事項説明等の中で提案者の会社名を発言しないようにすること。

11. 審査及び審査結果の通知

技術提案書等の審査は、選定委員会において第二次審査基準に基づき提案書等の必要書類及びプレゼンテーション等の内容を審査し、第一次審査と第二次審査の評価点合計が最も高い者から順に受託候補者及び次順位候補者を選定する。

評価点合計の最も高い者が同点で2者以上である場合は、そのうち最も低い価格で見積額を提出した者を受託候補者とする。ただし、その最も低い価格についても、同額で見積額を提出した者が2者以上ある場合は、くじ引きにより受託候補者を決定するものとする。

審査結果は、審査を受けた者全員に対して、プロポーザル審査結果通知書により通知する。

なお、下記の項目に該当する場合は、その候補者を失格とする。

- (1) 見積書の額が予定価格を超える場合
- (2) 第一次審査、第二次審査の合計が110点未満の場合

12. 審査結果の公表

審査結果については、受託候補者等を、令和8年6月に貝塚市ホームページ上で公表する。

貝塚市ホームページ (<http://www.city.kaizuka.lg.jp/>)

13. 提出書類の記入上の留意点

(1) 業務実績調書（様式2）

過去10年間の業務の実績について記載すること。

(2) 管理技術者調書・管理担当技術者調書・照査技術者調書（様式3）

過去10年間において、「3. 参加資格（6）」に記載する「同種・類似業務」のいずれかの業務実績を有する者を管理技術者又は管理担当技術者として配置。管理技術者及び管理担当技術者は、業務完了まで原則変更できないものとする。

(3) 技術提案書（様式4）

「様式4 技術提案書」は、「14. 受託候補者選定の方法（4）第二次審査の審査項目」すべての内容について記載するものとする。

(4) 実施体制（様式5）

管理技術者及び管理担当技術者を含め、本業務を担当する全ての者について、担当する業務、指揮系統などを併せて記載すること。

(5) 業務工程（様式6）

令和8年6月上旬を業務開始日と想定した令和8年度及び令和9年度の業務工程を作成すること。

(6) 見積書（様式7）

本業務の見積金額（消費税等を含む）を本様式に記入し、内訳で岸和田市、貝塚市それぞれの金額及び業務の内訳金額が解るように記入すること。

14. 受託候補者選定の方法

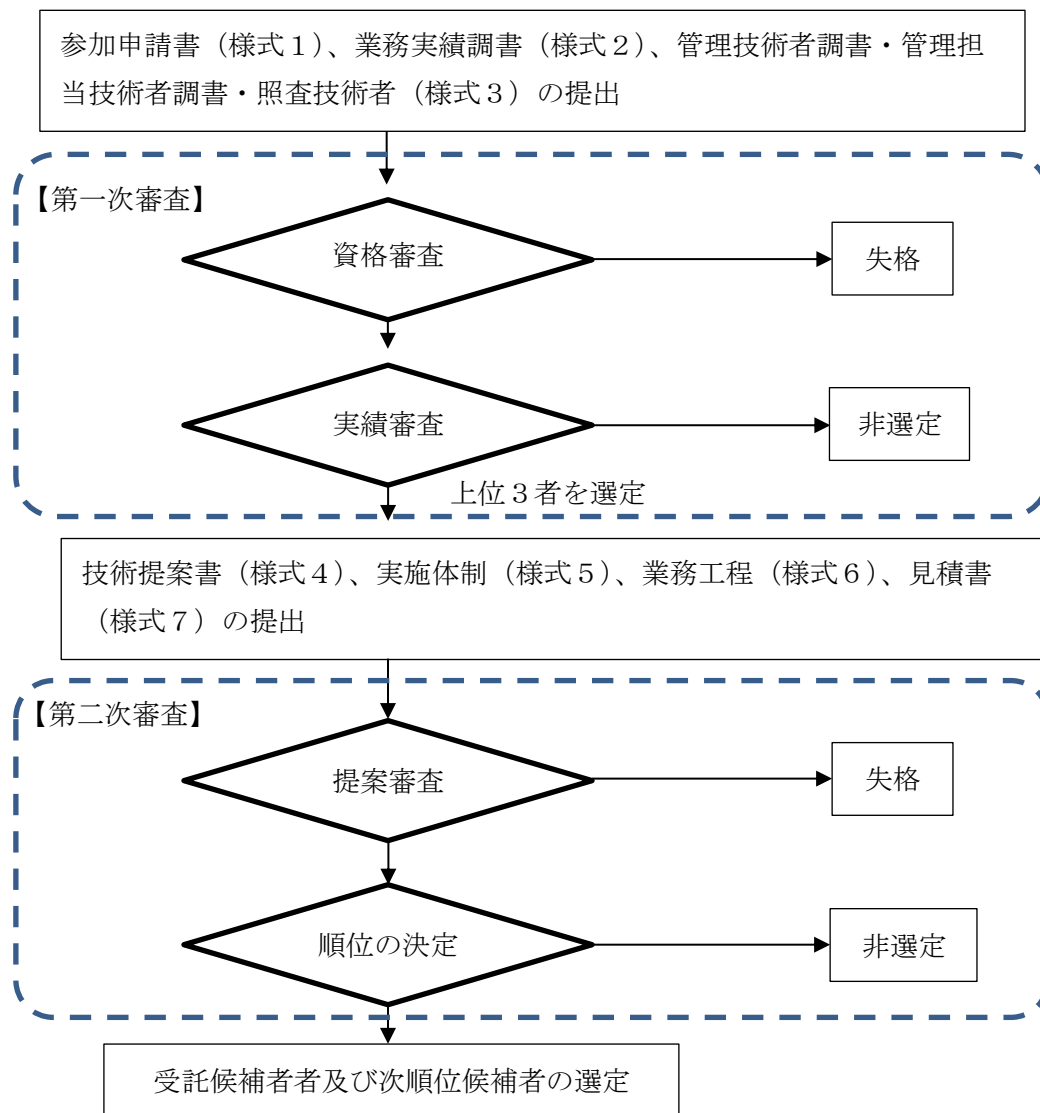
(1) 選定方法の概要

受託候補者選定の方法にあたっては、民間事業者の専門的な知識やノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、競争性を確保した公募型プロポーザル方式を採用する。

(2) 審査の手順

審査の手順は以下の流れのとおり、選定委員会により第一次審査を行い、次に書類審査通過者の提案によるプレゼンテーション等の第二次審査を行う。

《審査全体の流れ》



第一次審査とは、書類による審査であり、応募者が本実施要領に定める必須事項を備えていることを確認し、業務実績から評価する。

第二次審査とは、貝塚市が設置する岸和田市・貝塚市下水道施設の老朽化対策・耐震化計画策定業務に係る選定委員会により、第一次審査の通過者に対して行うものであり、提案書類に記載された内容及び応募者のプレゼンテーション内容（ここでの質疑応答を含む。）について、専門的知見から本実施要領P9～P.11の審査基準表に基づき評価する。

(3) 第一次審査

第一次審査は、書類審査により、本実施要領に定める参加資格要件を備えることを確認し、参加要件を備えていない場合は、失格とする。「3. 参加資格」に示す

業務実績から審査項目の個別要件（業務実績）の審査により、上位3者を選定する。業務実績については、「業務実績調書（様式2）」及び「管理技術者調書・管理担当技術者調書（様式3）」にそれぞれ合計3件まで記載することができる。

審査項目	主な審査の視点	配点
事業者要件	同種業務の実績を有する	2点/件
	類似業務の実績を有する	1点/件
	同種・類似業務で、広域の業務実績を有する(※1)	5点
配置予定技術者要件 (管理技術者)	同種業務の実績	2点/件
	類似業務の実績(※2)	1点/件
	下水道業務で、広域の業務実績を有する(※3)	3点/件
	管理技術者の専任の場合(※4)	3点
	同種業務の内、ア・イの両方の実績を有する(※6)	1点
配置予定技術者要件 (管理担当技術者)	同種業務の実績	2点/件・人
	類似業務の実績(※2)	1点/件・人
	技術者資格が技術士の場合(※5)	3点/人
	技術者資格がRCCMの場合(※5)	1点/人
	同種業務の内、ア・イの両方の実績を有する(※6)	1点/人
		50点

上位3者を選定する際に同点の申込者が複数出た場合には、第一次審査基準の審査項目の「事業者要件」で「同種・類似業務で、広域の業務実績を有する」及び「配置予定技術者要件」で「下水道業務で、広域の業務実績を有する」における主な審査の視点の配点の合計が高いものを選定する。

- ※1 同種・類似業務の実績において、広域（複数の国又は地方公共団体若しくは、これに準ずる機関にまたがって実施）で実施した場合は、5点を加点する。
- ※2 類似業務の実績において、業務実績調書（様式2）へ記載の上、証明できる書面等を添付し、類似業務として認められた業務については、1業務あたり1点を加点する。
- ※3 下水道業務の実績において、広域（複数の国又は地方公共団体若しくは、これに準ずる機関にまたがって実施）で実施した場合は、1業務あたり3点を加点する。
- ※4 管理技術者が他の技術者と兼務しておらず、専任の場合は3点を加点する。管理担当技術者と兼務の場合は加点しない。
- ※5 管理担当技術者の保有する資格が技術士の場合は3点を加点する。RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）の場合は1点を加点する。ただし、加点対象となる人数は2名までとする。
- ※6 下水道施設ストックマネジメント計画策定業務、下水道管渠施設耐震診断業務のうち両方の業務実績を有する場合は1点/人を加算する。

(4) 第二次審査

選定委員会による審査は、要求事項の確認を行った上で、技術提案書（様式4）、

実施体制（様式5）、業務工程（様式6）に記載された内容及び応募者のプレゼンテーションの実施による定性的審査及び見積金額による定量的審査を行う。

定性的審査は110点を満点とし、選定委員会により、以下の「審査項目と審査基準」に従い、応募者の提案内容について評価する。

評価対象	審査項目	審査基準	配点
①技術提案書に関する項目 (95点)	ストックマネジメント計画の精度を向上させるための方策について	・ストックマネジメント計画の精度向上に寄与する具体性のある方法が述べられているか。	10
		・受注者が想定する課題について整理し、それらを克服するための提案や創意工夫を発揮するポイントを明記した提案になっているか。	10
		・ストックマネジメント計画においてウォーターP P P及び包括委託へ反映させる方策が具体的に述べられているか。	10
	戦略的な耐震化計画の方策について	・施設の重要度や被害想定等を考慮したリスクベースによる耐震化優先順位の最適化及びライフサイクルコストの低減を図る計画となっているか。	10
		・ケーススタディに基づく被害想定と段階的耐震化戦略の立案が述べられているか。	10
	下水道施設の維持管理について	・下水道施設のストックマネジメント計画及び耐震化の両面を一体的にとらえ、ライフサイクルコストを考慮した財政管理及び執行体制も含めた事業運営全体の最適化を図る計画となっているか。	10
		・共同発注の取組が広域的な事業の推進となる具体的な方策が述べられているか。	10
	独自の提案	・本業務について、民間事業者としてのノウハウ及び創意工夫並びに新技術などが発揮された提案となっているか。 ・岸和田市・貝塚市の地域特性が記載されているか。	5
	実施体制	・業務実施に必要な技術者が適切に配置されており、本業務を円滑かつ効果的に実施することが見込める十分な体制となっているか。	5
		・産官学との連携体制及び役割が明確となり実施可能なものとなっているか。	5
	業務工程	・工期内に望ましい成果を上げることができ、かつ実現可能な工程となっているか。	5

	総合評価	・本業務の目的と内容に照らし、上記の各提案が相互に関連付けされ、総合的にまとまりのある提案となっているか。	5
②プレゼンテーションに関する項目 (15点)	専門技術力	・提案説明が簡潔で明確であり、本業務に必要な専門知識を有すると伺えるか。	5
	取組姿勢	・提案内容が分かりやすく説明されているか。 ・出来るだけわかりやすい用語を使う等の配慮があるか。 ・図を用いる等、理解しやすいよう配慮があるか。	5
	コミュニケーション力	・質問に対する回答が迅速であるか。 ・質問に対する回答が分かりやすいか。	5
第二次審査合計点			110

(110点満点)

各審査項目の審査基準に応じて A～E の評価を行い、配点に乗じて評価点を算定する。E がひとつでもある場合は、失格とする。

A：大変優れている（配点×1）

B：優れている（配点×0.8）

C：標準（配点×0.6）

D：やや劣る（配点×0.4）

E：劣る、業務を安定的に実施することが見込めない（配点×0.0）

また、定量的審査の価格評価点は、見積書（様式7）で提案された見積金額により、以下の方法により得点化を行い、評価値として算出する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点 20 点} \times \text{最低見積金額} / \text{当該応募者の見積金額}$$

第二次審査の評価点合計

$$\text{【評価値】 技術評価点 110 点} + \text{価格評価点 20 点} = \text{合計 130 点}$$

(5) 受託候補者の選定

受託候補者の選定については、第一次審査と第二次審査の評価点合計が最も高い者から順に受託候補者及び次順位候補者を選定する。

$$\text{【評価値合計】 一次審査評価点 50 点} + \text{二次審査評価点 130 点} = \text{合計 180 点}$$

15. 契約の締結

審査の結果、受託候補者を決定し、本業務の仕様の協議及び確認等の契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し受託候補者と契約が締結できない場合には、次順位候補者と契約交渉を行う。

- (1) 受託候補者が審査後、本要領3に定める参加資格の要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 受託候補者と契約交渉が成立しないとき。
- (3) 受託候補者が本契約の締結を辞退したとき。

(4) その他の理由により受託候補者と契約が締結できないとき。

優秀提案者として選定された受託候補者については、契約内容についての交渉を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。

ただし、当該候補者と契約条件について合意に達しなかった場合は、同候補者に次いで評価の高かった者を受託候補者として契約交渉を行う。なお、当該候補者について契約条件の合意に達しなかった場合も同様とする。

16. その他の留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルには参加できない。

① 特段の理由なしに、必要書類を提出期限までに提出しない場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 本件に関して不正又は公正さを欠く行為等があった場合

(2) 提出書類の記載内容に関する責任は提案者が負うものとする。

(3) 本プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された書類の返却は行わない。

(5) 提出された技術提案書は、当該提案者に無断で公開及び二次的な使用は行わない。

(6) 提案者の名称は公開することがある。

(7) 本業務の範囲は別紙仕様書を基本とするが、2市の判断により契約締結段階において、受託候補者の技術提案書の内容を追加等変更することがある。

(8) 提案者は、当該要領の内容を了解の上、参加することを条件とする。

17. 問合せ先（事務局）

貝塚市上下水道部下水道推進課 計画担当

〒597-8585

貝塚市島中1丁目17番1号

TEL：072-433-7361（直通）

FAX：072-433-7183

E-mail：gesuisuisin@city.kaizuka.lg.jp